

各種無料相談

※特記した相談以外は事前の申し込みは不要です

相談の種類	とき	ところ	内 容	申し込み・問い合わせ先	
常設相談	午前9時～正午 午後1時～4時30分 (閉庁日を除く毎日)	市役所1階 市民相談室	民事・家事・行政などの相談 相談員 ：嘱託相談員、市職員 ※メールでの相談は受け付けできません。	市役所1階市民課 市民相談係 TEL 25-5005 FAX 25-5021	
法律相談 《先着9人・予約制・前日 までに予約を》	3/12(水)、19(水) 午後1時30分 ～4時40分 (1人20分)	市役所1階 市民相談室	あらゆる法律問題 相談員 ：京都弁護士会所属弁護士 ※相談には当事者がお越しください。		
消費生活相談	午前9時～正午 午後1時～5時 (閉庁日を除く毎日)	市役所1階 市民相談室	悪質な商法による被害の相談、 苦情、クーリングオフの仕方など 相談員 ：消費生活相談員 ※メールでの相談は受け付けできません。		
	午前9時～正午 午後1時～4時 (閉庁日を除く毎日)	南丹広域振興局 (亀岡総合庁舎) 商工労働観光室		南丹広域振興局 商工労働観光室 TEL 23-4438	
くらしのなんでも 相談会	3/19(水) 午後1時30分～4時	ガレリアかめおか 2階研修室	生活関連のあらゆる手続き相談 相談員 ：京都府行政書士会所属 行政書士	京都府行政書士会 TEL 075-323-3131	
行政相談	3/20(木) 午後1時30分～4時	市役所1階 市民相談室	国や都道府県、市区町村の仕事など についての苦情、要望、意見など 相談員 ：行政相談委員	市役所1階市民課 市民相談係 TEL 25-5005 FAX 25-5021	
多重債務法律相談 《予約制・前日までに予約を》	3/11(火) 午後4時～7時 (1人45分以内)	南丹市園部 公民館	破産、民事再生、特定調停などの手 続き、借金に関する法律相談 相談員 ：京都弁護士会所属弁護士 ※相談には当事者がお越しください。		
交通事故巡回相談	3/11(火) 午前9時 ～11時30分 午後1時～4時	南丹広域振興局 (亀岡総合庁舎) 1階相談室	交通事故の法律相談、賠償額の算定、 自賠責保険などの利用、示談の仕方 相談員 ：京都府交通事故相談所職員	南丹広域振興局 総合案内相談コーナー TEL 22-0108 FAX 24-4683	
不動産相談	3/15(土) 午後1時30分 ～3時30分	総合福祉セン ター2階	不動産・建築などに関すること、その ほか不動産全般に関する問題などの 相談、不動産購入資金づくりについて 相談員 ：(公社)京都府宅地建物取引業 協会第五支部会員	市役所2階都市計画課 TEL 25-5047 FAX 23-5000	
建築相談	3/15(土) 午後1時30分 ～3時30分	総合福祉セン ター2階	住宅や建築全般に関する問題、住宅 資金づくり 相談員 ：京都府建築士会南丹支部会員	市役所2階建築住宅課 TEL 25-5048 FAX 23-5000	
女性の 相談室	一般相談	午前11時～午後4時 (閉庁日を除く毎日)	市役所5階 人権啓発課	女性が抱えるさまざまな悩みについて ※電話相談はTEL・FAX 25-7171	市役所5階人権啓発課 TEL・FAX 25-7171
	フェミニスト カウンセリング 《先着3人・予約制》	3/20(木) 午前10時30分 ～午後1時30分 (1人50分)	総合福祉センター 3階働く女性の家 相談室	仕事、夫婦、家庭、子育て、セクハラ、 DV(夫または恋人からの暴力)など 女性が抱えるさまざまな悩み 相談員 ：フェミニストカウンセラー	※フェミニストカウ ンセリング、法律相談 については、託児、手 話通訳、要約筆記も 併せて受け付けます。
	法律相談 《先着3人・予約制》	3/27(木) 午後6時～8時 (1人30分)		女性が抱える身近な法律上の問題 相談員 ：京都弁護士会所属弁護士 (女性)	
巡回 相談	ひとり親自立 支援コーナー 《予約制》	3/14(金) 午前10時～午後4時	ハローワーク プラザかめおか (安町)	ひとり親の就職活動に役立つセミナー の案内や就業生活相談	マザーズジョブカフェ ひとり親自立支援コーナー TEL/FAX 075-662-3773
	ママさんコンシ ェルジュコーナー 《予約制》	3/14(金) 午前10時～午後3時		子育て中のママが就職するに当たって 必要な保育相談など	ハローワークプラザかめおか ママさんコンシェルジュコーナー TEL/FAX 20-1556
人権相談 ※第2・4月曜日実施 (祝日の場合は翌日)	3/10(月)、24(月) 午後1時30分 ～4時30分	市役所1階 市民相談室	女性や子ども、高齢者、障害者に対す る差別や、同和問題など、さまざまな 人権にかかわる相談 相談員 ：人権擁護委員 ※電話相談はTEL25-0638へ	市役所5階 人権啓発課 TEL 25-5018 FAX 22-6372	
国民年金相談	午前9時～正午 午後1時～4時 (閉庁日を除く毎日)	市役所1階 保険医療課 年金係 (4番窓口)	国民年金に関する相談 相談員 ：国民年金相談員、市職員 持ち物 ：年金手帳、免許証など本人 確認できるもの	市役所1階 保険医療課年金係 TEL 25-5020 FAX 25-5021	
障害者相談員による 定例相談会	3/18(火) 午後1時～3時	亀岡市障害者相談 支援センター お結び サロン (安町)	障害に関すること 相談員 ：身体障害者相談員、 知的障害者相談員など	亀岡市障害者相談支援 センター お結び TEL 24-9193 FAX 24-9194	